

5月25日以降に変更がある場合は、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書でマイナンバーの証明が可能です。

- 支給額
- ・3歳未満 15,000円/月
 - ・3歳以上小学校修了まで（第1子、第2子）10,000円/月
（第3子以降）15,000円/月
 - ・中学生 10,000円/月
 - ・所得制限世帯 5,000円/月
（令和4年10月支給分から適用）
 - ・所得上限世帯 支給なし

支給月 2月・6月・10月

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

チャイルドシート購入費補助金

6歳未満のお子さんを車に乗車させる際に、道路交通法でチャイルドシートの着用が義務付けられています。お子さんを交通事故から守るため、チャイルドシートの購入に際して補助金を交付します。

金額 チャイルドシート購入金額の2分の1（100円未満の端数があるときは、切り捨てた額）で、1台につき最大で1万円まで。

対象 町内に住所を有する方で、町内に住所を有する乳幼児のためチャイルドシートを購入した方。対象となる児童1人につき1回限りです。

持ち物

- ・領収書（原本）
- ・保証書（必ず購入店名の記載があるもの）
- ・通帳

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

子ども医療費助成

お子さんが医療機関へかかった際に支払った医療費の全額相当を助成します。

対象 15歳に達する日以後最初の3月31日までのお子さん

持ち物 お子さんの健康保険証、通帳（カード不可）

その他 保険診療以外の負担金は対象になりません。又、所得制限があります。

対象者が未就学児の場合は、県内の医療機関等に限り、医療の窓口負担が無料になります。

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785